

ア. 静岡市内で有料老人ホームの設置を考えている方へ

1 有料老人ホームの法的位置付け

① 老人福祉法第29条第1項に規定があります。

有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届けなければならない。

（条文中の『都道府県知事』は、平成15年4月1日付けで、有料老人ホームに関する事務が静岡県より静岡市へ移譲されましたので、『静岡市長』と読み替えます。）

② 法的には、有料老人ホームの設置は「届出だけでよい」こととなります。

2 有料老人ホーム設置届出の事前協議

① しかし、静岡市としましては、有料老人ホームが不特定多数の老人が入所する施設であることから、静岡市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）を策定し、指針に基づく施設運営を指導することにより、一定以上の施設水準を維持していきたいと考えております。

② このため、有料老人ホームの設置を考えている方については、有料老人ホームの設置届出前に、その有料老人ホームの設置計画が指針に適合しているかどうか、静岡市と協議をお願いしております。

3 事前協議の手順

① 事前相談

有料老人ホームを設置する場合は、高齢者福祉課までご相談ください。
手続きに必要な書類の様式をお渡しします。

② 有料老人ホーム設置計画事前協議書の提出

別に定める書類を添付し、事前協議書を提出していただきます。

③ 事前協議

職員が指針を元に、事前協議書及び添付書類を確認します。

これには、早くても2～3ヶ月程度の時間を要します。

また、必要に応じて提出資料の修正、追加提出をしていただきます。

4 事前協議終了後

① 建築確認済証の受領後、速やかに有料老人ホーム設置届出書を提出してください。

② 有料老人ホーム事業を開始したときは、有料老人ホーム事業開始報告書を提出してください。

※添付書類（重要事項説明書、介護サービス等の一覧表、管理規定、入居契約書、パンフレット）

5 担当課

有料老人ホームに関する事務の担当は、

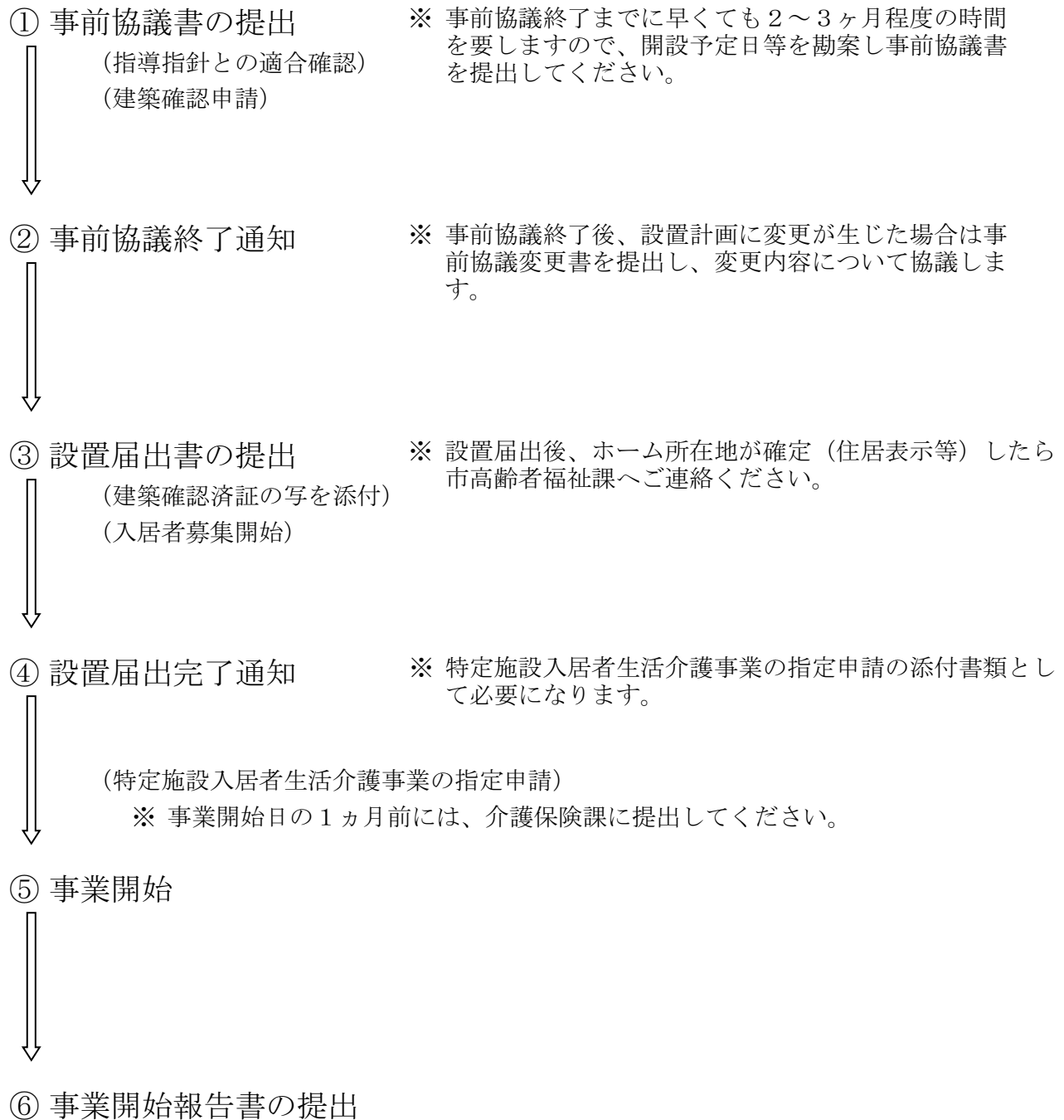
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課 高齢者支援係

TEL 054-221-1201

FAX 054-221-1090

ただし、特定施設入居者生活介護事業者の指定に関する事項については、介護保険課へお問合せください。

【全体の流れ】



※ 介護付有料老人ホームの設置を計画している場合は、①事前協議より前に、特定施設入居者生活介護事業者の指定について、介護保険課と協議が必要になります。